

Title	独占資本主義段階と社会政策研究： 大河内一男教授還暦記念論文集「社会政策学の基本問題」によせる
Sub Title	Social policy and the stage of monopolistic capitalism : the article is written to "Basic problem in social policy" in Prof. K. Ohkochi's sixtieth birthday memorial theses
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1966
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.59, No.7 (1966. 7) ,p.689(25)- 715(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19660701-0025
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19660701-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

治的な価値判断に依存して、その政治的な価値判断は科学的基礎を与えることはできないが、ウィクセルも自分(リンダール)も、これらの観念との関係(Relationship)を——**事実的な因果関係(Factual causal relationships)**を——明らかにすることは科学的分析の主題となし得ると解釈している(この論文については、三田学会雑誌、昭和三十八年八月号、一頁―二〇頁を参照されたい)。私も価値判断を行なうことそれ自体は財政学(さらに財政学の一部としての財政政策学——前記二〇頁の表におけるB(3))の課題ではないと考えている。そして客観的事実としての因果関係を研究することは財政学の課題であると解釈している。

岡野博士が私に対して提示された若干の問題が残っているが、それらは財政学方法論の問題としては重要性が少い課題もある。他の機会に譲らして頂くことを許されたい。なお「商経論叢」の論文に表明されている解釈についての理解のために親しく書簡による注意などを与えて下さった。いま、この論文を書き終って、この「はしがき」に記したように、私が自分の考えを整理する機会を与えられたことを感謝しながら、私の論述のうち、岡野博士に失礼になるようなことを云ってしまったかもしれない。しかし、われわれは——岡野博士も私も、自から好んでこの途を選んで、いまにいたるまで学究生活としての生涯を持っているものとして、専攻の学問に関することについては忌憚なく意見を開陳したことは諒解して頂けると信ずる。

(昭和四十一年五月二十六日 記)

独占資本主義段階と社会政策研究

——大河内一男教授還暦記念論文集

「社会政策学の基本問題」によせる——

飯 田 鼎

- 一、はしがき
- 二、社会政策論におけるいわゆる生産力説(大河内理論)の形成過程
- 三、生産力説の合理性とその限界
- 四、社会政策論の前進のために

最近、わが国の社会政策学研究の方法をめぐって、次第に反省と批判の声がかかれようとしている。それは一言にしていえば、労働問題の研究を、社会政策学という形で行ってきた従来の接近方法が、果して妥当であるかどうかという点にある。何故にこのような批判があらわれたのかといえは、ひとつには、一八四九年頃から一八五五年頃まで、非常に活発に展開された社会政策の本質論争の学問的成果に対する疑問としてであり、いまひとつは、社会政策学の本質の理解そのものから出発しているといえるであろう。前者の場合においては、この論争がほとんどみろべき成果をあげることができなかったという認識⁽¹⁾があり、後者については、労働問題研究を社会政策学という形で行うことは適当ではないという判断⁽²⁾が存在する。

いずれにしても、従来の社会政策研究の方法に真向から対立するものであるといわなければならない。戦前から戦中そして戦後にかけて、次第にわが国の社会政策学研究の主流となり、支配的な理論として形成されたのは、大河内一男教授の社会政策論である。従って、従来の社会政策研究の方法に批判的であるということは、すなわち大河内教授の社会政策理論に批判的であるということではなければならない。その意味において、教授の還暦を記念する論文集に、その薫陶のもとに育ち、もしくはその影響下にあった方々によって、まさに大河内教授の理論そのものが批判と検討の対象となったことは意義深いことであり、執筆者の方々の学問的情熱と批判精神にたいし、またこれを寛容にうけいられる大河内教授の学問的に自由な精神に尊敬の念をおぼえる。筆者も、労働問題の研究に志して以来、大河内教授の理論から多くのものを学ばせていただいた者のひとりとして、これを機会に、教授の社会政策理論の形成過程についての考察を通じて、その科学性の限界を明らかにしたいと思う。筆者は、大河内教授の理論への批判を行う場合、この理論の特質をその歴史的な形成過程のうちに把握すべきであると考ええる。何よりもその生成の時代的背景を充分に考慮することなしに、ただ直截に批判に入ることは、ともすればそれが公式的ないし超越的なものに陥りがちであり、真に内在的なものとして、その理論の基柢に迫る力強さを欠くものとなるからである。いまひとつは、大河内教授の学問的業績は、たんに社会政策学のみにとどまらず、この論文集の三部作をみても明らかのように、ひろく労働運動と称せられる分野や経済学史ないし経済思想史までも包括する一大体系であり、今日の経済学界に及ぼした影響の深刻さからみても、わが国の経済学史上に特質されるべき規模のものである。従来、大河内教授の社会政策論の批判を試みる場合のつねとして、生産力説の個々の矛盾や弱点を指摘するに急な余り、その体系としての全体的把握に欠け、日本社会政策思想史においてしめる地位、そして戦前および戦後を通じて果たした役割へ進歩的・保守的の二重性を正しく評価しようとする努力を全く欠いていたことが指摘されなければならない。この記念論文集もその点では必ずしも充分とはいえない。そうした意味からも、筆者はこの小論において、いわゆる生産力説の形成過程についての素描を試み、これによってこの論理のもつ歴史的意義を明らかにしようとする試みのものである。

(1) 「しかし、この論争は、労働問題の社会科学的研究という点では、ほとんど何物をもつけ加えなかった」という見解(隅谷三喜男、「労働経済論」日本評論社、昭和四〇年、二頁)は、やや独断的にすぎるものがある。この点は、簡単に結論を出すことは危険であると思う。

(2) 労働問題文献研究会編「文献研究Ⅱ日本の労働問題」(総合労働研究所)の氏原正治郎氏の報告参照。

二

わが国における社会政策思想の発展については、すでに住谷悦治教授の名著「日本経済学史」があり、第二次世界大戦前における日本社会政策学会の歴史を中心として、それがいかにして悲劇的な最後をとげなければならなかったか、そしてそれとともに社会政策思想がどのような運命を辿ったかを克明に物語っている。それによれば、「大正一三年二月六日、大阪の実業会館における第一八回大会の寂寞たる大会を最後として、さしも盛大にして殆んど全国朝野の進歩的な学者、思想家を網羅していた日本社会政策学会も、ついに自然消滅の運命にたち到った」といわれる⁽¹⁾。そしてその衰滅の原因は、会員のなかに、「依然として社会改良主義と社会主義排撃をとなえるに満足している人々と進んで社会主義理論ないしマルクス主義の理論を研究し、発表し、且つまた実践運動にたずさわる人々、さらにマルクス主義の理論を排撃する人々もあらわれ、そのために学会は、統一的調和の状態を失うとともに、内部対立がはげしくなったため」であったといわれている。

ところで、社会政策研究はその後どのような経過を辿ったのであろうか。日本社会政策学会の解散から第二次世界大戦までの社会政策研究の系譜を分類するとすれば、つぎの五つの流れにわけることが妥当であろう。(一)労資協調論的な社会政策論、(二)分配論的な社会政策論、(三)社会主義的な社会政策論、(四)マルクス主義の上に立つ社会政策論、(五)生産政策的な立場に

立つ社会政策論。

分類については、いろいろと方法があると思うが、大河内教授の理論は、大正から昭和にかけてのわが国の社会政策理論のうちで、もっとも後期の段階で出現した「生産政策としての社会政策論」の代表的なものであり、社会政策をはじめ経済学的基礎の上に据えたといわれる森耕二郎教授の分配論としての社会政策論⁽²⁾にたいする批判と、倫理的な社会政策論として知られた河合栄治郎氏の理論の克服の上に展開されたものであることに注目しなければならない。何故ならば、のちに大河内教授の社会政策論の骨格となったものこそ、分配政策に対する生産政策、倫理的な社会政策にたいする没価値論的な社会政策理論であったからである。

この場合、もっとも後期の段階とは、一九三一年の満州事変を契機として、日本はファシズムの段階⁽³⁾に入り、準戦時体制のもとで、言論や集会の自由はもとより、学問の自由な研究も次第に官憲によって圧迫をうけ、国民生活全体が、第二次世界大戦という破局に向って追いつめられていった時期にあたってのことである。大河内教授は、このようないわゆる「暗い谷間」の時期に、社会学者として批判精神を秘めて、良心の法灯をかかげた数少ない研究者のひとりであり、そのゆえにこそ、教授の理論は、現在のわれわれをひきつけてやまない何物かを感しているであろう。うたかたの如くに、建ててはやがて消えていく多くの学説とは異なり、大河内理論のみは、戦前・戦中そして戦後の二〇年間を通じて論理的な一貫性を保ち、戦後の社会政策の本質をめぐる論争においてさえ、根本的な修正をうけなかったのである。

ところで、大河内理論を支えた論理構造の強靱性はこれをしばらくおくとして、それは一見、戦前・戦中および戦後を通じて首尾一貫しているかの如くであるが、それにもかかわらず、わたくしは、戦前・戦中そして戦後の時期について仔細に検討するとき、理論構成の上でかなりの相違があることを見逃すことはできない。そこには、大河内理論のもつ柔軟性というか、あるいは時代の流れに敏感に反応しつつ、それを宿命と感じつつ苦悩するインテリゲンチヤの姿とでもいおうか、

そのようなものさへ感じられるのである。

「社会政策上の実践は、資本主義経済の母国イギリスに於て最も順調に、またもっとも高度に発展したが、そのための理論は、とりわけ社会改良思想は、却って『理屈好きの』ドイツに於て最も輝かしい発展を遂げた。しかもドイツは、その資本主義的發展の特殊性の故に、社会改良の必要とその限界とが、最も短期間のうちに交錯して現われ、所謂社会改良思想なるものの運命を理解する為のこの上もない肥沃な土壌である。一九世紀の中葉より、『ドイツ帝国』の隆昌を経て、世界大戦後の潰滅に瀕した『ドイツ共和国』に至るまでの、社会改良主義の消長を文献史的に巡礼し終った筆者は、この歴史的な教訓に導かれて、再び社会政策の理論の構成を目指して新たな旅装を整えようとしている。続く旅程は遠く、そして恐らく険しいであろう。社会政策の学があり、勝ちな様に、社会立法の註釈や労働者状態の記述に終らない限り、そこでは社会秩序をめぐる闘いが究極の問題となるからである。社会科学に従う者は、単に『観想するもの』として止まり得ないのをその宿命としている……」⁽⁵⁾ (傍点引用者)

これは大河内教授の名著「独逸社会政策思想史」の序の最後の一節である。これをよめば明らかなように、この時点(昭和十一年一月)において、教授は疑いもなく、マルクス主義者として、あるいは少くともそれに近い立場をとってあらわれていることがわかるであろう。

しかし、わたくしはここで、大河内教授が、その若き日にマルクス主義者であったかどうかを問題にしようとするのではない。この流麗な文章において、力説されていることの意味こそが問題なのである。すなわちここでは、社会政策Ⅱ社会改良としてその本質が把握され、その社会改良思想の研究にとって、ドイツがもっとも恰好な地盤であることが指摘されていることである。だがさらに重要なことは、学問としての社会政策は、究極において、社会秩序をめぐる闘いにかかわるものであることを卒直に告白している点である。後年における大河内教授の社会政策理論の中核が、資本制経済秩序にかかわら

しめ、その内部から理論を把握するという態度に終始し、その観点を中心に構成されたのだとすれば、第二次世界大戦の序幕、日華戦争の前後の時期においては、大河内理論によって、社会政策は社会改良として強く意識的に把握され、労資の階級対立の現実的な認識の上に立って、社会政策は、資本制国家がその秩序を維持するために、労働者階級にたいして行う一定の譲歩であることを、この序文は物語っており、のちの、いわゆる「生産力説」の立場とはまったく対照的であるといわなければならない。つまり、ここでわれわれが注意しなければならないことは、この時以後、大河内教授における社会政策Ⅱ社会改良という視点がどのような運命を辿ったかという問題である。

いうまでもなく、社会政策Ⅱ社会改良という視点は、若き日の大河内教授をまつまでもなく、一般に社会政策はそのようなものとして理解され、とくに大河内教授によって倫理的な社会政策論としてその非合理性を指摘されたエドゥアルト・ハイマンや河合教授の理論には伝統的なものがあつたのであるが、ただそれらは、社会政策がやがては資本主義経済秩序を超えるものとして想定されたがゆえに批判・攻撃をあびなければならなかつたのである。大河内教授の場合には、こうした理論が、結果的には何物をも生み出さない道義論として理解していただけないだけに、この社会政策Ⅱ社会改良という視点が、その後の理論構成の上でどのような地位を与えられたかが頗る興味ある問題となろう。大河内教授の理論体系において、社会政策Ⅱ社会改良という把握を、いま、ここで殊更に問題にするのは、やがてこの視角を道義論や社会哲学の範疇として脱落させるに至り、社会政策Ⅱ生産政策という定式化がなされたことの意義を探らうとするためにほかならない。まず、この点に読者の注意を喚起しておこう。

大河内理論の骨格が形成されたといわれる「社会政策の基本問題」の立場は、今日の労働力保全政策の原形をうち出しているが、しかしそれと「独逸社会政策思想史」の序の観点には、大きな差異が存在し、この両者を直ちに結びつけることはできない。むしろ社会政策Ⅱ社会改良の観点から、社会政策Ⅱ生産政策の視角への転換がなされなければならなかつた必然性こそが問題ではなからうか。「社会政策の基本問題」は、日華戦争のゆきづまりがようやく覆いがたくなり、一方、戦争による資本の喰いつぶしと並行して、熟練労働力の極端な不足、長時間にわたる強制的労働の結果として、軍事産業部門における労働力の荒廃化が戦争遂行上、重大な問題となりつつあつた昭和一五年、すでに第二次世界大戦ははじまり、あたかも太平洋戦争を前にして、政府はさまざまな矛盾に悩みながら、そのような深刻な状況のもとで、戦力増強の一層の強化が叫ばれた時代を背景として現われたのである。その序には、つぎのような一節が象徴的にのべられている。

「社会政策は、彼岸的な夢幻や理念の裡にその足場が求められるべきではなく、かえって久しく社会政策の理論がそれに就いて語ることを避け、それを解剖することを拒んできたところの、此岸的な経済社会のうちにその秘密を求むべきであろう。けれどもこの態度は、これまで経済的なものとは異なる秩序に在るものとせられてきた社会政策にたいする著しい名誉毀損であり、冒瀆であると考えられ易い。社会政策を経済秩序に係わらしめ、その一環として理解しようとするのが、社会政策を傷つけるものではなく、かえってそれをもっとも合理的に培養する途であるとは、私の強く主張しようとした点である。本書はこの問題に答えるための一つの試作だといつても差支えないであろう」⁽⁶⁾

ここにわれわれは、従来の伝統的な社会政策論のなかでもっとも代表的な倫理的な社会政策論——主として河合栄治郎教授によって代表される——にたいするきびしい批判をみないであろうか。そして社会政策Ⅱ生産政策Ⅱ経済政策という定式をみるのである。しかし、この著作の意図したところが何であるかは、むしろ、つぎの一節にもっともよくあらわれている。

「言うまでもなく、本書は、社会政策を経済機構の再生産と関連させて考察しようとする筆者の基本的態度の素描にすぎないものであり、或る場合には一方的であり、或る場合には一層深く立ち到った精緻な究明を必要とするものであるが、そのみでなく、其処にはまた多くの誤まつた推論や速断が多く、また克服され、清算されなければならない思想を、筆

者は漸次に意識し始めている。それにもかかわらず、社会政策の基本問題を、「労働力」政策に求めようとする理論は、戦時平時を通じての社会政策の真に統一的な新たな論理、云いよべくんば、社会政策の政治経済学を構想するにつけて死すべきものと共にまた多くの生くべきものを持っていることを信じて疑わない。いまこのはげしい経済社会の転換の波濤の裡に在って、かえって社会政策の確実な足どりをみる時、歴史は決して事物の論理を無視して進行するものでないことを感ぜずにはいられない。いまもし社会政策に対する情熱に於て、灼くが如きものがあるならば、それはまた何よりも斯様な事物の論理に対する、捉われない、謙虚な認識を必要とするものであり、倫理はまた、このような事物の論理の外にはなく、かえって、それに従うことのうちに改めて求められなければならないであろう⁽⁷⁾。

昭和十一年、二・二六事件、一二年、日華戦争の勃発、一三年、進歩的教授にたいする陰謀としての人民戦線事件⁽⁸⁾、一四年、河合事件⁽⁹⁾と、戦争とファシズムの途をまっしぐらに進むなかにあつて、著者がこの「基本問題」によせた序の一節は、息づまるような雰囲気のなかで少くとも良心的な社会政策学者として生きようとする著者の決意と情熱を感ぜしめないであろうか。この時点では、もはや、進歩的な自由主義者、そしてかつては文部省の思想善導の御用学者と考えられてきた河合教授すらも、治安維持法違反を理由に大学から追放されたのであり、そのなかにあつて、この一文は、社会学者として生きようとする教授の、時の政府にたいする精一杯の抵抗を秘めているとはいえないであろうか。

だが、この「基本問題」の序と、最初にかかげた「独逸社会政策思想史」の序との間には、どのような相違をわれわれは見出すであろうか。序文はしばしば、書物の個性を一言で要約するといわれるが、これはとりわけ、大河内教授の二著にもっともよく妥当する。この二つの著作の差異は、ひとつには、昭和十一年という戦争前夜の、自由主義の名残りがわずかにみられた時期から、太平洋戦争直前の、良心的な人々にとってはまことに息苦しいほどの昭和一五年に至る日本の資本主義自体の矛盾の激化を背景として、ひとりの社会政策学者が、いかに社会科学を守るかという課題に真摯にとりくんだかとい

うこと、そしていまひとつは、当時のきびしい弾圧下で合法的な枠の内ではそのことがいかに困難であつたかを物語っている。

すなわち、「社会秩序をめぐる闘い」というかつての視点で、「基本問題」の場合には跡かたもなく消え失せ、社会政策Ⅱ社会改良という視角に代つて、社会政策Ⅱ生産政策というテーゼがはっきりと姿を現わすのである。ここに大河内教授の理論的問題が伏在する。つまり、「基本問題」の序においては、社会政策の足場を、「彼岸的な夢幻や理念」に求めることが、社会政策論にとって、いかに非科学的であるかが謙虚に語られているが、それは資本主義批判の思想としての社会改良思想そのものを、そのなかに埋没させてしまうという危険をおかさなかつたであろうか。なるほど社会政策は、資本制経済秩序を前提として生まれ、これを与えられたものとして発展をみたことは紛れもない歴史的事実であり、資本主義を否定し、これを超えるていのものでないことはいままでもない。その意味において、大河内教授の「基本問題」におけるハイマン批判や、河合教授の社会哲学的な社会政策論にたいする批判は正しいといえる。「独逸社会政策思想史」の時点での著者が、それとなく示唆しているところから結論するならば、社会政策は、資本制的社会秩序を舞台として、そこでの労資の階級対立のなかで、資本の側の譲歩としてあらわれるのであり、その限りにおいては、社会政策Ⅱ社会改良は、資本にとってはいわず必要悪としてあらわれるのであり、それこそまさしく、その本質として把握されているといわなければならない。この意味において社会政策は、社会的総資本の運動法則の結果、その自然律として流出するという、大河内理論の定式化は、思うに、「独逸社会政策思想史」における階級的視点のその後における脱落の必然的結果というほかはない。「独逸社会政策思想史」の序から「社会政策の基本問題」の序への推移によつて、大河内教授の理論は、ひとつの転期を迎えたといふべきであり、およそそのような変化が、何故に現象せざるをえなかつたかが問題とされなければならないであろう。

いわゆる生産力説と呼ばれる大河内理論の萌芽を、もっともよく示している「労働保護立法の理論」⁽¹⁰⁾(昭和六年)は、労働

者保護の必然性を資本制経済機構の内部に求め、労働力の順当な保全のための政策が、いわゆる社会的総資本の論理から労働力政策として必然的に導き出される点を、きわめて説得的にのべているが、この場合の著者は、のちの生産力説の萌芽をみせつつも、資本主義の段階認識は、はるかに鮮明であり、労資の対立関係を基本として、社会政策を、資本主義の発展段階に即応してあらわれる現象形態として把えるという科学的観点を失っていない。すなわちその論文の最後につきぎのようにいう。

「上述社会政策立法の三個の段階、即ち工場立法（労働保護）、労働保険及び「産業平和」策としての社会政策の諸形態は、歴史的登場の順序を追うて述べられたものの、ただそれぞれ歴史的時期において、何れの政策体系に重点が置かれるかというのみである。ヨーロッパにおける先進諸資本制経済については、労働保護立法については、大体において、一九世紀八〇年代の終りまでの期間において、失業保険を除く狭義の社会保険立法については、それ以後欧州大戦迄の期間に於て、しかして、いわゆる純粹の意味における『解放立法』の躍進、『経済民主主義運動』並びに施設の発展及び失業保険立法の完成については、専ら、大戦後の時期に属する。以上の諸政策は、資本制経済の成立、発展（更に厳密にはその停滞）と共に展開するものであつて、三者は他のものの条件となることにより、又相互に発展する……」⁽¹¹⁾

ここには未成熟であるとはいへ、資本主義の発展段階に伴う社会政策の現象形態の変化が法的にとらえられ、「労働条件と自己の運命とをただ与えられるのみでなく、進んで創造しうる迄に至り、かくして保護より権利への発展、また社会政策の『客体』よりその『主体』に『客體』的存在へ、『無産者より市民へ』という『経済民主主義的主張』への発展」というように、段階的にとらえられており、社会政策の主体としての労働者階級の登場の強調をみることが出来る。しかもこの「労働保護立法の理論」においては、社会政策が労資の対立抗争の關係のなかで発生するという見解が支配的であり、おなじく労働力保全政策として現象するという立場に立つとしても、そこには労資の対立、階級闘争の範疇が、重要なモメント

として考慮していることに注目しなければならない。この「工場保護立法の理論」から「独逸社会政策思想史」までの教授の立場は、社会政策を国家による労働力保全政策として把握しつつも、工場法の場合に、社会的総資本の自然律からする政策という立場よりもむしろ、独占段階における階級闘争→解放立法、社会政策Ⅱ社会改良という視角が強くその存在を主張している。しかしさきにはしばしば指摘したように、「独逸社会政策思想史」以後、この後者が脱落していくのである。それはどのような理由によるのであろうか。この秘密をとくためには、われわれは大河内教授のいまひとつの著作、「スミスとリスト」を顧みなければならない。

「スミスとリスト」は、昭和一八年五月、太平洋戦争がまさに酣なときに公刊されたユニークな著作である。すでに戦局はゆきづまり、戦争の将来は、日に日にわが国に不利な状況となりつつあったときであるが、その序には、つぎのようにべられている。

「新しい経済の建設は、日に日にたくましくすすめられている。それにもかかわらず、経済倫理は、未だこれを押し進めるだけの主体的な力になっていないし、経済倫理はまたこの新しい経済秩序の成熟を外に理論的であり得るかの如く考えている。現実の事態に対して、只管に追従することだけを心得ているか、積極性のない悪しき批判主義におち込んでしまふか、さまなければ理論の課題を著るしく技術化して、その防風林の中に身をちぢめてしまふ……」

経済倫理は、経済理論の指し示すところとは全く無関係に徳目を並べ、経済道義を述べている。あたかも経済倫理というものは、経済生活に対して、「外から」加えられる何物かであればならぬようにひとびとは考える。けれども、いまわれわれにとつての問題は、経済することの「中から」、倫理を掘み出し、道義を鍛え上げることではなければならない。その日その日の経済生活をけわしい眼で規制することが経済倫理の課題ではなく、むしろ国の要求するところにもっともよく焦点のあつた経済生活を自分たちの中から創り上げ、工夫していくことにある。問題は、経済の「中から」の仕事で

あり、そこから迸り出るやみがたい情熱のうちに⁽¹²⁾ある」。

この場合、「新しい経済の建設」とは、「戦争経済」のことであり、戦争の進展にもなつてあらわれるさまざまな矛盾の解決を、経済倫理の「経済生活の内部」からの把握をもつて行おうとしたものであることがわかる。この序には、戦争による国民経済の崩壊過程のなかで、経済の外から、これを規制しようとする論理の空しさが説かれ、むしろ現実の生きた経済、戦争のもたらしたきびしい統制経済のなかに、新しい経済倫理を見出すことを強調している。しかしそれはあくまでも著者が、時の政府の戦時経済政策を支持したのではなく、経済の内部から、その理論をつくり出すという姿勢を通じて、無計画的な政府の経済政策にたいして批判していると考えらるべきであろう。そして、そのためにこそ、アダム・スミスにおける倫理と経済の問題がとりあげられたのである。戦時中における学問研究にたいするはげしい弾圧は、多くの研究者をして、マルクスの代りに、アダム・スミスをはじめとする古典学派の研究にむかわしめたのであったが、この「スミスとリス」もそうした時期の産物であり、それなりに大きな制約があった。すなわち、この労作もその時代的な要請に従つて「社会の生産力」の十分な展開のためには、市民社会の倫理たる「営利」の観念をひたすら「悪しきもの」としてしりぞけるのではなく、却つて利己心を資本主義的経済の倫理として内在的に理解することこそ正しい把握であることを、アダム・スミスにおける「倫理と経済」の問題を通じて追求している。この場合、経済倫理とは、資本制経済の外から加えられるものではなく、その内部に存在し、経済の法則と矛盾なく共存しうるものであるとしている点は、一方において、きびしい統制経済にたいする批判として有効であるとともに、他方において戦力増強という戦争政策に貢献する面をもつという二重の性格を担っていたことはいふまでもない。

ところで問題は、この倫理にたいする大河内教授の観点であろう。つぎのようにのべられている。

彼等(新歴史学派——講壇社会主義をさす……筆者)は、資本制経済の欠陥が社会的に如何様な形をもつて現われるかを詳細に調査し——社会政策学会 Verein für sozialpolitik の業績を想起せよ——その結果に基いて、いわゆる「社会改良」を提案したのであったが、この場合に「社会改良」の根拠となつた倫理的要求は、例えば Gustav Schmoller に於ける著名な「分配的正義」(Verteilende Gerechtigkeit)に代表せられている如く、何よりも経済に対するものであった。云うまでもなく、歴史学派の代表者たちは、決して経済——資本制的な経済機構——に対して根本的に対抗しようとしたのではなく、倫理を経済に係せしめる場合に、それを経済に対して外側に在るものとして、また場合によっては、経済に対して、上に超越的に在るものとして考えたのであった。⁽¹⁴⁾

ここで著者は、分配的正義の観点の上に立つドイツの社会政策学会——講壇社会主義者の前提、その社会改良の根底にあるものは、資本制経済をいわば「外から」「修正」しようとするものであり、経済理論との内的関連が断絶されているとして批判されるのであるが、注意すべきことは、大河内教授が、いわゆる社会政策Ⅱ社会改良の前提として、たとえばドイツ歴史学派のように、倫理的観点のみを見出していることである。なるほど思想としての、イデオロギーとしての社会改良主義は、たしかにその基根に倫理的なものをもち、まさしく大河内教授のいわれるように、資本主義経済秩序にたいして修正を企てるという形をとつたことは事実であるが、現実には、社会改良Ⅱ社会政策そのものは、資本主義発達のある一定の段階において生ずる労資の対立を背景として、資本が国家権力機構を媒介として行うところの政策であることは、イギリス工場法やドイツの社会保険法の場合をもつても明らかである。

従つて、社会政策の理論として、新歴史学派——講壇社会主義者の倫理的経済学の理論的な破綻を宣言することはもちろん正しい。しかしながら、大河内理論の根底には、社会改良Ⅱ道義論という観念が固定化してしまつて、見逃してはならない。さきにも述べたように、イデオロギーとしての社会改良(Ⅱ社会政策)思想は、倫理的な色彩を色こくもつけれども、現実には、社会政策の実施は、労資の対立という資本家的な階級関係のなかではじめてあらわれるものであつて、⁽¹⁵⁾社会政

策から倫理主義や道義論を追放し、また社会哲学や社会主義思想からきり離して、それを経済理論の上に基礎づけたことは正しいとしても、その与えられた資本制経済秩序のなから自然律として導き出されるという論理は、ドイツ新歴史学派の倫理的経済学が、まさしく経済秩序の外から、倫理を強制するものとしてあらわれたのに反し、これにたいする批判として、全く反対の立場に立つといえよう。そしてこのような立場こそ、今日の大河内理論の基本的モチーフであり、そしてその論理構成こそ、とくにこの「スミスとリスト」によって決定的なものとなされたのだといっても過言ではなからう。すなわち、大河内教授の社会政策論の支柱が、アダム・スミスの予定調和の思想と密接な関係があることは明らかである。⁽¹⁶⁾

以上、筆者は、最初の意図に従って、大河内教授の社会政策理論の形成史というものを、教授の労作を通じて追跡し、わが国における社会政策思想史の一断面を概観してきた。そこに見出されるものは、戦前・戦中そして戦後を通じて、その激しい時代の流れを宿命としてうけいれ、その内部からその時代にふさわしい理論をうちたてようとする態度であり、概していえば、「観想するに止まりえないのを宿命としている」(「独逸社会政策思想史の序」) 社会科学的立場——マルクス主義から、「観想するに止まるのを宿命と感ずる」社会科学的立場——ウェーバーへの転換であり、その論理的一貫性は、社会改良の理論的な意義を道義論の名のもとに、社会政策の理論構成から追放したことの結果である。しかし社会政策に道義的憤激や感傷をもちこむことが社会科学的立場からみて正しくないと同じように、社会政策研究の領域から、社会改良の政治的意味を「外から」のおしつけられた道義論に埋没せしめて、あるいは「政治論」としてこれを追放することも科学的ではありえない。そこでわれわれは、やはり大河内理論にそくして、その矛盾を追求し、その科学性の限界を明らかにすることにしよう。

(1) 住谷悦治「日本経済学史」昭和三三年、ミネルヴァ書房、一八一頁。

(2) 森耕二郎「社会政策要論」(昭和二六年「再版」)日本評論社、参照。

(3) 田中惣五郎「日本ファシズム史」昭和三五年、河出書房新社、参照。

(4) 大塚久雄教授のいわゆる大塚史学も、大河内教授の社会政策論も、ウェーバーの立場に立ち、ファシズム的軍国主義の怒濤のなかで社会科学的立場を一貫して堅持したことは、あの当時としては例外に属したといえないだろうか。

(5) 大河内一男「独逸社会政策思想史」(昭和一一年、日本評論社)序。

(6) 大河内一男「社会政策の基本問題」(昭和一五年、日本評論社)序。

(7) 前掲書、序。

(8) これについては、大内兵衛「経済学五十年」上(昭和三五年、東大出版会)がくわしい。

(9) これについては、矢部貞治、蟻山正道、鶴沢信成「小野塚喜平次、人と業績」(昭和三八年、岩波書店)にくわしい。

(10) これはのちに、「社会政策の基本問題」に収められた。

(11) 「社会政策の基本問題」二五九頁。

(12) 大河内一男「スミスとリスト」(昭和一八年、日本評論社)序。

(13) アダム・スミスの会/大河内一男編「アダム・スミスの味」(昭和四〇年、東京大学出版会)所収の「日本におけるアダム・スミス研究の諸段階」(大河内一男、田添京二両氏の執筆)が、まことに示唆的である。

(14) 大河内一男「スミスとリスト」(昭和一八年、日本評論社)序。

(15) 大河内教授は、絶対主義(一五世紀から一七世紀にいたる)の政権による労働力政策をも、社会政策としてとらえておられる。これは社会政策学会の通説となっているが、しかしこの時期の残酷立法は、いわゆる「賃労働」の創出のためではなく、封建的・絶対主義勢力としての領主経営のための農業労働力の確保のための政策であったことが、実証史学の研究成果から次第に明らかにされている(岡田与好「イギリス初期労働立法の歴史的展開」(昭和三五年、御茶の水書房)。だとすれば、これは近代的な社会政策ではなく、世界における最初の社会政策はやはり、一九世紀初頭のイギリス初期工場立法であるというべきである。

(16) 大河内教授の「労働力」保全培養説の先駆者として、スミスは、つぎのようにいっている。「人間は常に働いて生活せねばならないので、彼の賃金は、少くとも、彼の生活を維持するのに足らなければならない。否、それは多くの場合において、何程かそれ以上でなければならない。そうでなければ、彼はその家族を養うことができず、そういう職工の種族は、最初の一代以上は存続し得ないからである」(スミス「国富論」大内兵衛訳(一三七頁))。

すでにみたように、いわゆる「生産力説」⁽¹⁾は、萌芽的には、社会政策論にかんする意欲的な論文「労働保護立法の理論について」においてみられ、その後、「独逸社会政策思想史」から「社会政策の基本問題」によって、一層体裁をととのえ、「スミスとリスト」を経て、最近の「社会政策」によって完成したものであるといふことができよう。そして、もつとも問題とすべきところは、道義論の名のもとに、社会改良の政治的意義が社会政策論からまったく排除されており、社会政策はひたすら、近代資本制国家の内部的要請としての労働力政策として規定されていることである。

いうまでもなく、社会政策が社会改良として現象する限り、一方においてそれは、労働者階級の政治的立場や経済的な諸条件の改善をもたらすことは当然であり、同時にそれが、資本家階級の側の労働者階級にたいする譲歩としての本質をもつ以上、労働者階級の攻撃をそらし、その尖鋭な階級意識をにぶらせるために充分に利用しうる性格のものであることも明らかである。もしそうだとすれば、労働保護立法の如きも、それは、資本主義のある一定の発展段階においてあらわれる労働力の対立を背景として、いわゆる原生的労働関係の抑止を目的として現象するのであり、その意味では、労働保護立法の本質および目的が、「労働力の維持、保全および培養」という生産力説的把握は一応正しいといえる。ただこの場合、社会政策の主体は資本制国家であり、まさしく資本制経済社会の維持、存続を目的として行われるのであるが、強調しなければならぬことは、労働者階級の階級的未成熟という事実にもかかわらず、この労働保護立法——初期工場立法の段階において、労働力の対立がはっきりとあらわれていたことである。社会政策Ⅱ社会改良という視点に立つ限り、労働保護立法は、初期工場立法以後に限定されなければならない。従ってそれは具体的には一九世紀初頭以後に限るわけであって、一八〇二年の「徒弟の健康と風儀にかんする条令」に発するとみなければならない。一八〇二年の条令は、およそ社会政策の本質につながるさまざまな問題をひそませている。まず第一に、この条令は、産業革命とフランス革命という経済上、政治上の大変革の渦中において施行されたものであること、第二に、その対象が、婦人および児童労働者であったこと、第三にその適用範囲は、きわめて制限されていたことなどがあげられよう。また一般的状态としては、この工場立法の二年前には、いわゆる団結禁止法が制定され、労働者の政治上の権利獲得や経済的な改善の運動が極度に制限されたことに注目する必要がある。

以上三つの特徴は、何を示唆するのであろうか。第一に、歴然たる階級闘争の兆候、第二に生産力発展の桎梏としての原生的労働関係の存在、第三に資本間競争の原則の貫徹などである。その理論構成のための素材を、初期工場立法に求めた大河内理論は、社会改良をもって外からの道義的修正として、経済社会の内部から法的に扱えられるものであったから、ここに個別資本と社会的総資本の対立というテーゼが生まれる。すなわち、総体としての資本が、個別資本の飽くことなき貪慾な労働力の喰いつぶしを防ぐために、国家の名において労働力の維持、培養および保全のために行う政策こそ社会政策であり、分配論としての社会政策にたいし、生産政策としての社会政策としてあらわれる。これにたいし、従来、どのような批判がなされたのかといえ、(一)生産力視点のみが強調され、経済的必然性の重視、従って社会的必然性Ⅱ生産関係の視点は全く無視されていること、(二)階級闘争の範疇を、社会政策の本質から脱落させていること、(三)社会的総資本と個別資本との対立についての機械的な把握などであろう。わたくしは、これらの先学の批判の上に立って、大河内理論について、検討を加えることにしよう。

まず第一の問題は、「社会的総資本すなわち国家」という規定である。近代資本制国家が、資本家階級による国家権力の掌握を媒介として機能するものである以上、その政策は、そのまま資本家階級の政策であると考えられるが、それは国家が社会政策の舞台においては、社会的総資本として、教授の表現をかりれば、資本の「ロゴス」として現象することとなる。

だがこれは、国家なるものは政治的な範疇であり、従ってこの規定は、あくまでも国家がもつ政治的側面を捨象したものであることはいうまでもない。社会的総資本と個別資本との対立についての把握については、すでに森耕二郎教授が、「資本論」の叙述をかりて鋭く指摘したところであるが、大河内教授の社会的総資本Ⅱ近代資本制国家という定式を満足させるためには、その前提として、前者が個別的資本のたんなる機械的集合であるのではなく、その上に、何かが予定されていないならばならない。この問題を解決しなければ、社会的総資本はたんなる「擬制」であるという抽象的説明に終始するほかはないであろう。その意味では、個別資本（非合理性）と社会的総資本（合理性）との矛盾は永久に解決しないこととなる。すなわち、大河内理論において、社会的総資本のなかに国家そのものの機能を解消してしまっていることではなからうか。社会政策の舞台においては、社会的総資本が近代資本制国家に全くとって代るといふように観念されていることこそ問題である。もし大河内教授のいわれるように、社会的総資本をして、個別資本にみられる労働力の不当な虐使を抑止し、よく労働力の再生産を可能ならしめるものがあるとするならば、それは社会的総資本の内部からする経済的必然性とともに、社会的必然性からでなければならぬ。なぜならば、しばしば指摘されるように、資本そのものの性格は、たとえそれが何と呼ばれようとも変るものではなく、依然として最大限の利潤追求を目指すものであることは疑いえない事実である。社会的総資本という名において、資本そのものの性格を、資本一般を超越する何かであり、あるいはこれを理想化するようなことがあるとすれば、それこそ形而上学的であり、大河内教授の⁽²⁾も、⁽²⁾も拒否されたことであつたのではなからうか。

われわれはここで、社会的総資本Ⅱ国家という大河内教授の公式のなかに、近代資本制国家こそ、社会的総資本の意志の執行者であると説明されているののみであるが、さきに指摘したように、社会的総資本のなかに国家の機能、その政治的な権能を解消しつくすことはできないのであつて、むしろ、社会的総資本をして、労働力にたいし、個別資本とは異なる政策をもつて臨ましめるものがあるとするれば、それはあくまでも社会的総資本の自然律からのみ出てくるものではなく、

社会的総資本という経済的範疇に解消しえない資本制国家の政治的な力の行使をせまる社会的必然性の具体化として考えられなければならない。個別資本の無軌道にして乱雑な労働力の喰いつぶしを抑止することは、資本一般の運動法則に従わざるをえない社会的総資本の自然律だけから説明することは論理的に無理があり、やはり資本制国家による社会改良の結果として理解することによって、はじめて正しい社会政策の概念の把握に到達しうるのである。それゆえマルクスもつぎのようにいっている。

「自己の周囲の労働者世代の苦悩を否定する『充分な理由』を有する資本は、人類が将来は頽廃するとか、結局はたえず人口が減少するとかいう予想によつては、地球が太陽に衝突するかもしれないことによつてと同じように、その実践活動を少しも左右されるものではない。およそ株式の思惑では、誰でも、いつかは嵐がやってくるに違いないことを知っているが、しかし誰でも、自分が黄金の雨を集めて安全なところへ運んだのちに嵐が隣人の頭を襲うことを望むものである。あとには野となれ山となれ！これがあらゆる資本家およびあらゆる資本家国民の標語である。だから、資本は、労働者の健康と寿命に対しては、それを顧慮することを社会によつて強制されるのでなければ、何ら顧慮しない。肉体的および精神的な萎縮、夭折、過度労働の責苦にかんする不平については資本家は答えている——かかる苦しみは、われわれの楽しみ（利潤）を増すというのに、何でわれわれを苦しめようかと。だが概していえば、このこともまた、個々の資本家の意志の善悪には依存しない。自由競争は、資本制生産の内在的諸法則を、個々の資本家にたいして外的な強制法則として有効ならしめる⁽³⁾」。

この一節には、およそ工場立法の社会政策的意義について、重要なことを示唆している。まず第一に、資本が労働者の健康と寿命にかんして、何らかの顧慮を払うとすれば、それはただ、社会によつて強制されるときに限るということである。だがこの場合、社会とは何を意味するのであろうか。大河内教授の理論によれば、社会的総資本という範疇が導入されるの

であるが、マルクスはさらに、もし労働者の健康と寿命にたいして資本をして顧慮させる必然的な契機となるものは、個々の資本家の意志の善悪に依存するものではなく、自由競争にもとづく資本制生産の内在的諸法則の貫徹を通じて、個々の資本家に強制的な法則として作用することを明らかにしている。これをみても明らかのように、自由競争を媒介として、大資本と中小資本との対立競合、大資本による中小資本の駆逐ないし吸収、小資本の破綻、そしてより一層の大資本の形成を通じての資本主義の発展の過程で、労働保護立法の如きも、そうした資本の法則の貫徹のために必然的にあらわれざるをえないのである。大資本による中小資本の駆逐の過程で、工場法が利用されたことはもちろん、むしろそのために、進んで積極的に大資本の側から、工場法運動が推進されたこともまた、イギリス初期工場立法の歴史を一貫してみられる歴史的な事実であった。だがそれは、社会政策としての工場立法——労働者保護法——が、社会的総資本の自然律として出てくることを意味するのであろうか。「標準労働日の確定は、資本家と労働者との間の数世紀にわたる闘争の成果である」というマルクスの規定は、やはり社会政策が経済的必然性からのみならず、社会的必然性としての階級闘争の所産であって、少なくとも、資本の一方的な意志にもとづくものではありえなかつた。また再び、マルクスのいうところに注目しよう。

「すでにみたように、労働の時期、限界、休止を時計の音に従って軍隊式にきちんと規制するこれらの精密な諸規定は、けつして議会の空想の産物ではなかつた。それらは近代的生産様式の自然諸法則として諸関係から漸次に発展したのである。それらの自然法則の定式化、公認および国家的宣言は、長期にわたる階級闘争の所産であつた。それらの法則の最も手ぢかな結果の一つは、実践が成年男子工場労働者の労働日をも、同じ制限に服せしめた——けだし大抵の生産過程においては、児童未成年および婦人の協業が不可欠だから——ということであつた」⁽⁵⁾。

これによれば、マルクスは、社会政策の資本制生産様式の自然的法則から出てくるという経済的必然性を認めながら、やはり、資本制国家による社会政策としての宣言は、長期にわたる階級闘争の結果であるとしており、社会政策を資本制社会

の内的必然性の結果として示唆しながら、同時に具体的には、社会的必然性Ⅱ階級闘争の結果として資本の譲歩としてあらわれるものであることを意味しているのである。

大河内理論における科学性は、それが資本の再生産構造にかかわらしめて構築されていることであり、資本制経済社会の内部から、その必然性を論証しようとしたことであつた。ここから社会的総資本すなわち国家による資本制生産の順当な発展のために行われる労働力の維持、培養、保全のための政策の体系を社会政策として規定しているのであって、ここには従来の社会政策にはみられない合理性が貫徹しているのであるが、一方そこには、機械論的な非科学的な観点がひそんでいることを見逃しえない。社会政策の本質を、資本制生産の経済的必然性のなかに見出したのは正しいとしても、近代資本制国家の政治的役割を社会的総資本の運動のなかに解体し、そのなかから必然的に自然律として社会政策があらわれてくるという観点は、社会政策の社会的必然性を無視し、社会政策が本来、資本制国家の労働運動（階級闘争）にたいする譲歩としてあらわれるという社会改良の本質を見失うものといわなければならない。

わたくしは、社会政策Ⅱ社会改良として理解し、それは資本制国家権力を媒介とする対労働者政策であり、労働力政策——労働力の再生産のために必要とされる保全および培養の政策——もその一部をなすものであるが、それを労働力政策のなかに矮小化することに反対する立場をとる。すなわち社会政策は、あくまで資本の側の労働者階級にたいする譲歩としてあらわれ、そのための決定的なモメントとして階級闘争を考へるのであって、もしこのような立場をとらないならば、独占資本主義段階における社会政策の本質を理解することは困難となる。社会政策そのものが、資本主義の発展段階に照応してあらわれるとすれば、資本主義の発展とともに、それに相応する形において、社会政策そのものの現象形態も、より低次のものからより高次のものへと発展せざるをえない。資本主義の発展は、資本蓄積の進行、資本の集中・集積をもたらすとともに、プロレタリアートの組織、労働組合組織の強化をひきおこさずにおかない。かくして原生的労働関係の支配的な時代

においては、社会政策は、主として労働力の維持・保全そして培養という労働力政策として展開されるのに対し、より進んだ段階においては、労働者の団結権および争議権のような労働組合組織の合法的地位の確立のための労働者階級の闘争が激化し、その立法的措置が、社会政策としてあらわれることである。主として資本主義の爛熟期、すなわち独占段階の前後にあらわれる労働組合法は、結果として、労働力の維持・保全および培養に好都合な条件であろうとも、大河内理論のいわゆる社会的総資本の自然律の論理をもってしては把握しえないものといわなければならない。労働者の団結権および争議権のための血なまぐさい闘いと、これにたいする資本制国家のきびしい取締り、禁圧のための政策の意義を理解することは全く困難である。自由競争の段階から独占段階への突入は、労働力保全のための政策としての労働保護立法や、より高次の労働組合法、そしてさらに高次の社会政策としての社会保険法および最低賃金法のような複雑且つ困難な問題を、そして今日、もつとも重要な問題ともいふべき社会保障のような問題を、労働者階級に提示する。

社会政策の必然性を、社会的総資本の論理から一元的に説明しようとすることは、論理構成としてはきわめてすぐれているが、何よりも社会政策を労働力政策に矮小化させ、社会改良としての社会政策における国家の役割を、社会的総資本という抽象的概念のなかに解消せしめ、且つ資本主義のそれぞれの発展段階におけるその性格を無視し、かつて大河内教授がきびしく排斥された形而上学的思考におちこむことではなからうか。社会政策をもって、労働力政策として規定し、且つそれが社会的総資本の自然律としてあらわれるとする教授の論理は、社会政策が国家権力を媒介とする社会改良政策として現象するという重要な側面を無視する結果となり、結局、社会政策を労働力政策から経済政策に解体させることとなる。かくして、やがては労働問題研究のアプローチの手段としての社会政策研究を無用ならしめる結果となる。一見、大河内理論に批判的な如くみえる「労働経済論」の接近方法は、実は大河内教授の生産力説そのものの当然の帰結であるといわなければならない。なお社会的総資本の論理から社会政策を説明することは、社会改良が、あたかも自然必然的に資本の論理からうみ

出されるかの如き幻想を生み出さずにはおかない。だとすればそれは、労働者階級の運動と社会政策との関係に大きな誤解を生じさせる危険性をさえもっているといえないだろうか。

- (1) 隅谷教授は、大河内教授の社会政策論を「生産力説」と呼ぶことに反対し、正しくは「再生産論」と呼ばれるべきであると主張しておられたが(隅谷「労働経済学」五七頁)、わたくしはやはり、服部英太郎教授のいわれるように、労働力の生産力視点の重視、生産関係の視点の脱落という事実から、生産力説という名称がもつとも適切であると思う。
- (2) つぎのような一文をみよ。「それは謂わば資本制的産業社会の悟性に外ならないものであり、資本主義社会の合理的精神を資本の名を以って称んだに過ぎないものである。個別資本が個別資本として極めて具体的に現実的な姿をもってわれわれの眼前に立ち現われるのに対して、社会的総資本は、われわれの観念の中においてのみ存在し、資本の立場を産業社会総体として、且つまた長期的視野において代表し、個別資本の盲目性と本能性に対して、総体としての理性として観念せられる」(「社会政策」総論、三二頁)。
- (3) マルクス「資本論」(青木文庫版)第一巻、第二分冊、四六四―四六六頁。
- (4) 前掲書、四六六頁。
- (5) 同じようなことを、マルクスはつぎのようにもいつている。「だから、標準労働日なるものの創造は、資本家階級と労働者階級との間の、長期にわたる多かれ少なかれ隠蔽された内乱の産物である。この闘争は近代的産業の範囲内で開始されるのであるから、それはまず近代的産業の祖国たるイギリスで演ぜられる」(前掲書、五〇八―五〇九頁)。

四

大河内教授の社会政策論が、生産力説として、社会的総資本Ⅱ近代資本制国家による労働力政策として理解され、それが、社会改良であることの本質を見失わせ、社会政策の社会的意義を没却させるに至った契機として、いまひとつわれわれは、大河内理論における「資本の本源の蓄積期」における労働力政策と本来の社会政策についての混乱を見出すであろう。教授は、マルクスの「資本論」における叙述によって、「一五世紀および一六世紀のいわゆる「残虐立法」をもって、「労働力」

の本源的蓄積の表現としての最初の社会政策として規定される。⁽¹⁾より具体的には、ヘンリー七世の治世にはじまり、ヘンリー八世の一五三〇年——トーマス・モアの時代、それにつづくエドワード六世およびエリザベスの治世における窮民および浮浪人にたいする一連の血腥い立法、まさしく「血と火の文字」をもって、人類の歴史に刻みこまれたといわれる本源的蓄積の過程における労働力政策をもって社会政策と規定されるのであるが、ここに実は社会政策を労働力政策に解消させることの重大な誤謬が胚胎している。いうまでもなく、一五・六世紀は、歴史上いわゆる絶対主義の時代であり、これらの残虐立法が、絶対主義国家権力による労働力政策であることは紛れもない歴史的事実である。しかし問題は、絶対主義の性格にかかわるのであって、それは、一般に市民革命の前段階にあって、地主制権力を支柱とするところの封建的諸勢力と新たに勃興しつつあったブルジョアの力との間に均衡が保たれているところの政権といふべきである。だがそれにもかかわらず、絶対主義は封建体制の最後の段階であり、市民革命以後のように自生的なマニユファクチュアの展開をみる事ができず、従ってその政権は到底、産業ブルジョアジーのものではありえないことはもちろんである。

本来、社会政策は、産業資本主義の成熟にともなう資本と賃労働の分裂、その対抗関係のなかではじめて把えられるものである。そしてその主体が、近代資本制国家Ⅱ産業資本の国家であることは、大河内教授のしばしば指摘されるところである。しかし絶対主義国家は、産業資本の国家でない以上、その対労働者立法は、絶対主義国家の労働力政策であっても、社会政策ではありえない。実に、このように絶対主義国家による労働力政策を社会政策と誤認するところから、大河内理論の第一歩がふみ出されたところに大きな問題が胚胎する。絶対主義国家権力による労働者にたいする一方的な支配の重視こそ、実は、生産力説による社会的総資本の論理につながるものである。社会政策というものを、市民革命以前の、いわゆる「資本の本源的蓄積期」にさかのぼって求めることが正しくないのはいうまでもないが、市民革命以後の時期といえども、無条件に社会政策があらわれるのではない。産業革命の過程をへて資本と賃労働の対立が明瞭にあらわれ、労働力の再生産

という資本制生産にとって不可欠な条件への政策的な配慮が、まさしく資本主義的再生産の論理にもとづいて経済的必然性としてあらわれ、他方において初期労働運動が展開をみるるところから社会政策は出発するのである。その意味において、一八〇二年の「徒弟の健康と風儀にかんする条令」⁽³⁾こそ、社会政策立法の最初のものともみることができであろう。資本と賃労働の明確な対立という条件を欠くそれ以前の法的措置は、たとえそれらが、労働者すなわち労働力への法的措置として現象するとしても、中世的な徒弟条令の名残りであり、労働力政策ではあっても社会政策ではありえないのである。

以上の叙述から、読者は、大河内教授の理論においては、資本主義発展のそれぞれの段階のもとで、国家の労働問題に対する政策がいかにあらわれるかという、政策の段階的差異の認識を欠如していることに気がつくであろう。本源的蓄積期における労働力政策と産業資本の確立期以後の社会政策との混同、産業資本主義段階と独占段階との間にきわ立ってあらわれる社会政策の差異の無視、総じて、社会政策を労働力政策に解消せしめることによって、こうした資本主義の段階的認識と、それらに特徴的にみられる労働者階級運動の態様と、これにたいする国家権力の対処方法としてうち出される社会改良としての本質を顧慮しないところに、大きな問題が存在する。そしてその窮極の問題とは、それぞれの段階における国家権力機構の分析の欠如⁽⁴⁾、まさに「政治論」の名のもとにこれを社会政策論から意識的に追放したところに、大河内理論における最大の欠陥があるのではなからうか。大河内教授におけるこのような特徴を、社会政策Ⅱ労働力政策として表現するとすれば、それはやがて労働経済学につながる面をもっていることを否定することはできない。

*

*

*

昭和二四年からはじめられ、最初は非常に活発な展開をみた社会政策の本質論争の結果は何であつたらうか。戸塚秀夫氏によれば、この論争は、新しい立場から再構成されるべきであり、また、かつての論争点の提出者であつた岸本英太郎教授は、論争はすべて解決ずみの問題であるといわれる。⁽⁵⁾そして隅谷三喜男教授や氏原正治郎教授は、社会政策研究から労働経

済学へ、ないし労働問題へという視点を強調される。そこにはかつての社会政策論争とはやや異なる問題意識のもとに、労働問題の方法をめぐって新たな論争が展開されようとしている。大河内教授の還暦記念論文集「社会政策学の基本問題」はそのためのよび水としての役割を果たすのではなからうか。しかし、それはたんなる方法論争に終らすべきではない。社会政策の学が、すぐれて独占段階におけるドイツにおいて問題になったものである以上、この独占段階における労働者階級の運動と国家権力のこれにたいする政策はたんなる労働力政策として扱えらるべきではなく、一般に社会改良の労働運動における役割の評価と、国家権力の労働運動への介入の態様についての分析などが主な問題となるであろう。その意味で社会政策論研究は、初期工場立法をモデルとして再構成される試みと同時に、独占段階に向けて研究の重点を移すことが望ましいと考える。こうした研究の上に立ってはじめて、社会政策の本質論争は稔り豊かなものとされるのではなからうか。

(1) 大河内「社会政策」総論、一〇八頁。

(2) この点についてのくわしい論拠は、岡田与好著「イギリス初期労働立法の歴史的展開」昭和三七年、御茶の水書房、にくわしい。

岡田氏は、いわゆる実証史学の成果の上に立って、「資本論」の分析に一方的に依拠する社会政策学会への批判を展開しているにもかかわらず、これにたいして正しく回答が与えられていないのは残念である。この問題にかんしては、拙稿「社会政策研究と社会経済史学」——岡田与好著「イギリス初期労働立法の歴史的展開」によせて——（三田学会雑誌第五卷第一号）参照。

(3) ハッチンズとハリソンの名著「工場立法の歴史」は、その冒頭につきのようにいっている。「一八〇二年は、一般に工場法として知られる労働時間や労働条件を規制する一連の長い立法の最初の通過によって特徴づけられる……。そしてこれらと中世的な労働者条令やクラフト・ギルドの規則とはほとんど何の類似性もない」（Hutchins and Harrison, History of Factory Legislation, 1911, p. 1）。そしてつぎにエリザベス徒弟条令は、労働の制限ではなくして、賦課、過重労働を防ぐためではなく、怠惰を防止するために試みられたのだとして、この両者を画然として区別していることに注目すべきであろう。もちろん、著者は、この一八〇二年の工場立法を最初の社会政策であるとは規定していないけれども、その動機および目的よりして、それ以前の立法からの新しい出発である点を強調している点を見れば、たんなる労働力政策ではなく、まさに社会政策立法とよばれるに値するものといえよう。

(4) この点については、中西洋氏の論文「社会政策論の経済理論」の遺したもの——国家論と政策論——が、きわめて有益である。

(5) 戸塚氏は、従来の社会政策研究が、「資本制経済の歴史的発展にともなって、経済生活に国家権力が介入する仕方様式が歴史的に変遷することの意味を見失うおそれが多分にあるとして、今後の研究が、政策提案の学としてではなく、政策批判の学として構成されるべきであるとしているのは示唆的である」（「社会政策学の基本問題」所収、「社会政策本質論争の一回顧」）。

(6) 前掲書、「社会政策の政治経済学」——「社会政策論の再構成」は果して必要か——

(7) 最近、戸塚秀夫氏の著作「イギリス工場法成立史編」（未来社）が出たがこの意味からも注目すべきである。独占段階における社会政策との関連を全く脱落させているのは惜しまれる。

（一九六六、五、一八、深更）